砂子澤富美子議員

質問①

災害時の避難方法・情報伝達について

問 7月30日カムチャツカ半島地震の影響で当町にも津波警報が発令されました。その経験から、その後の検証についてお伺いします。

答 8月18日に災害対策本部メンバーを参集し振り返り会議を行いました。主に暑さ対策、職員の初動体制の整理、民間指定避難所における避難運営方法が課題として挙げられました。

問 町民への伝達方法についてはどうですか。

答 防災無線、広報車両登録制メール、LINEホームページ、Lアラートを通じたテレビ・ラジオ、各種防災アプリへの情報伝達を行いました。

問 町民からのご意見について

答 特に暑さ対策の要望を頂き、扇風機を運び入れる等の対応を行った他、備蓄品の整備も進めていきたいと考えています。

問 新聞記事では様似町の避難所数が群を抜いて多く、地形等もあると思いますが、職員さんの負担等考慮し適切だったのでしょうか。

答 24カ所に967人が避難しほとんどに職員を派遣し避難状況の把握と避難者対応を行いました。様似町は地形的なハンデはありますが、想像するに一時避難場所と指定避難場所の捉え方の差であると考えます。

問 自力避難が困難な町民への対応、要支援者名簿はどのように生かされたのか等についてお伺いします。

答 要支援者名簿を配布した直後の事態であった事から自治会においてこの名簿を受けて特別な対策を行ったとは聞いていないが、共助の実効性をいかに作っていくかが重要で自治会と地道な協議を進めていきたい。

問 車での避難や暑さ・寒さに対して等、今後の課題への取組方法・時期について

答 車輌避難については北海道立総合研究機構と連携して車輌避難シュミレーション作成を進めています。今年度から9年度までの3カ年の取組、円滑な車輌避難の為のルール作りを検討していきたい。

寒さ対策は現在の対策を継続、暑さに対しては今後、熱中症対策用品を検討していきたい。

質問②

手話施策推進法について

問 令和7年6月18日に「手話施策推進法」が全会一致で成立、7月25日に交付されました。日本で手話に関する法制定は初めてですが、今後は手話を広げる為の環境整備は国や自治体の責務となります。

現在まで様似町として取組があれば教えて下さい。

答 聴覚障害者など意思疎通支援事業について要綱を定めており、手話通訳者の派遣委託業務の契約を引き続き実施、要望があった場合や必要と判断した場合に手話通訳者の派遣を依頼する事になります。

問 今後、どの様な取組を予定されているか教えて下さい。

答 この法律が成立した事での今年度の予定はないが、手話に関する研修会の情報等について積極的に庁内に広報する等に取り組んでいきたい。

聴覚障害者の情報アクセシビリティについて現状踏まえ今後の取組を教えて下さい。

答 資料での説明、筆談、大きな声や身振りで伝える等の継続、又町HPや登録制メール、SNSでの情報提供も効果があると思います。日高振興局や日高管内各町とも情報交換し、検討して参ります。

質問③

「自治会要望事項回答書」について

問 聞き取りから施行までの流れを教えて下さい。

答 毎年自治会より要望を提出して頂き、6月頃「自治会要望回答書」を自治会長へ配布し自治会長会議にて報告。その後、担当課長中心に内容に応じて対応。自治会とのヒアリング、庁舎内関係部署と連携し事業を進めています。

問 要望によっては毎年の様に「検討事項」となっている物があります。ケース毎で異なるとは思いますが、検討事項となった物についてその後どの様に検討されているのか、頻度や構成含めて伺います。

答 今年度から継続要望のうち、実施済みの物、対応が難しいケースを各自治会長へ理由を説明、その上で継続要望とするか再確認した所、要望の取り下げや、より具体的な要望内容の整理に繋がった事例もありました。自治会要望は町民の声、今後も真摯に対応させて頂きたい。

※参考資料：新得町の手話の本です

鈴木隆議員

質問①

7月30日の津波警報発令後の総括について

問 ①町内の避難所等への避難された方々の人数は何人ですか。

答 集計としては967人、概数としては1，000人前後が避難されたと捉えています。

問 要支援者が97人いるとのことでしたがその方々の避難状況については認識されていますか。

答 把握しておりません。要支援者の方が暮らしている周りの方々のお考えやら、自治会の方々とやり取りする中で方法を見つけていけるよう努力していきたい。

問 ②町民が避難する方法として自動車、徒歩などが考えらますが、町として避難方法を把握していますか。

答 車両、徒歩のいずれかで避難されたのかを数量としては把握していませんが、避難車両の台数から、かなりの割合の方が車で避難されたものとして認識しています。

問 ③避難所でのトイレ対策（簡易トイレの設置等）はどうなっていますか。

答 建物内のトイレは通常通り使用できました。備蓄庫に備えてあった携帯トイレとテントの使用は見られませんでした。各避難所及び避難場所に簡易トイレ用品の備蓄を進めているところです。

問 ④避難時間が長時間にわたっていましたが備蓄倉庫からの食糧品等の使用はありましたか。あったとしたら量的には不足するようなことがありましたか。

答 各備蓄庫には7550食配備されており、今回の使用は1131食でしたので量的には足りていましたが、避難者からは米飯クッキーでは食べにくいとの指摘もありましたので今後検討していく必要があると思っています。

問 ⑤町民から、避難情報が伝わらないとの不安の声が聞こえてきているが、町としてその認識はありましたか。

答 防災無線については、更新の時期もありますので、その際にはより聞き取りやすい設備や個別無線機の設置といったことも検討し、いま登録制メールやLINEといったモバイル通信の普及にもさらに努めていきたい。

質問②

小中学校のトイレ状況について

問 ①校内に備わっているトイレの洋式、和式の設置数は。

②男女別トイレ多目的トイレの設置数は。

答 小学校については温水式トイレが44基あり、1～3年生教室、保健室職員室がある校舎1階は全部で23基あり、多目的トイレは1基、男子用が8基、女子用が14基あります。4～6年生がいる2階には全部で10基あるうち、男子用が3基、女子用が7基あります。グランドにも多目的トイレが1基、男子用が1基、女子用が3基あります。次に中学校ですが、洋式は洗浄便器付きで29基あり、和式は体育館にある男子用1基、女子用は2基となっています。

③先般，えりも高校の生徒とえりも町会議員の懇談で女生徒9名からの訴えとして洋式トイレの不足で休み時間が満足にできないとの報道がありましたが、様似町ではどういう状況にありますか。

答 和式便器は少数残っていますが、小中学校ともに普段活動する校舎には全面的に洋式となっており、数についても充足している状況ですので問題はないと考えております。

質問③

福祉灯油制度について

問 ①今年度も物価高騰が続いています。低所得者への生活支援を全町民への支給にしてはどうか。

答 全町民への支給とした場合は「低所得者への支援」という目的・意味合いが薄れてしまうことになります。又国による「物価高騰対応重点地方創生臨時交付金」について、今年度は昨年度より交付される額が小さかったことから、庁舎内で協議し、全町民を対象にした「アポイクーポン券」の発行とはせず、町で行う「福祉灯油」の財源にしたところです。

問 ②福祉灯油は生活保護世帯は除くとありますが、除かれる世帯数は何世帯ですか。

答 対象として除かれる世帯は約30世帯となります。生活保護費として、冬季間に追加支給される「冬期加算」があるため、当町の、福祉灯油の対象者からは除いてます

問 ③福祉灯油ですが、予算の執行残がありますがその原因は何ですか。

答 課税非課税の要件が、本人の同意なく確認ができないため、予算不足とならないよう余裕を含んで概算要求をしているため、結果として予算の残額が出ています。